

野田市教育委員会告示第8号

野田市文化財の指定について

野田市文化財保護条例（昭和41年野田市条例第13号）第4条第1項の規定により、次のものを野田市文化財に指定する。

令和8年4月23日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

記

出洲浅間山噴火供養塔